

新型コロナウイルス感染症対策として開設される 医療施設等の建築基準法の適用について (お知らせ)

1 知事が開設する臨時の医療施設

(法第 85 条第 1 項・第 3 項、法第 87 条の 3 第 1 項・第 3 項)

- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日から 1 月以内に建築工事に着手する、知事が開設する臨時の医療施設の建築は、建築基準法令の規定は適用されません。(防火地域内の場合を除く)
- 建築物の用途を変更して当該施設とする場合も同様です。
- ただし、3月を超えて存続させようとする場合、許可が必要となりますので、施設
の管理者等は、可能な限り速やかに当該建築場所を管轄する特定行政庁へご相談ください。

2 公益上必要な医療施設等

(法第 85 条第 2 項・第 3 項、法第 87 条の 3 第 2 項・第 3 項)

- 臨時に開設される公益上必要な医療施設その他これに類するもの（1 の医療施設を除く。）は、確認申請手続等の規定や特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準の規定等は適用されません。(ただし構造関係規定（法 20 条）は適用されます。)
- 建築物の用途を変更して当該施設とする場合も同様です。
- ただし、3月を超えて存続させようとする場合、許可が必要となりますので、施設
の管理者等は、可能な限り速やかに当該建築場所を管轄する特定行政庁へご相談ください。

3 その他

- 新型コロナウイルスの患者又は新型コロナウイルスにかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の臨時の受入施設については、当分の間、受入前の建築物の用途の変更はないものとして取り扱います。
- なお、臨時の医療施設等に使用される、テント類の仮設工作物（容易に膜材の取り外しができるもの）は建築物に該当しないものとして取り扱います。